青森県職員の『給与等改善勧告』を求める団体署名

青森県人事委員会

委員長 熊地 貴志 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して敬意を表します。

物価の高騰や消費税の増税、社会保障の改悪などにより家計負担は増大し、消費支出が落ち込んでいます。また、 非正規雇用が増加し、ワーキングプアが1,000万人を超えて高止まりするなど国民生活は悪化をつづけています。 国公労働者では、多くの高齢層職員が「給与制度の総合的見直し」の完結によって、賃下げとなっています。

2018年春闘では、人事院勧告が約770万人の労働者に影響することから、公務員労働者の最低限の生活改善要求として、月額23,000円(5.6%)以上の賃金引き上げを強く求めてきました。

安倍首相も経済界に賃上げを要請し、日銀もデフレからの脱却を目指しているもとで、春闘期の政府回答は、「人事院勧告も踏まえ、国政全般の観点から検討」という、公務労働者の要求に正面から向き合わない不満な回答にとどまりました。

今、政府がなすべきことは、生活改善できる大幅な賃上げと非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を国の職場でも実践し、国民に範を示し、日本全体に波及させていくことです。

青森県では、学校で働く多くの臨時教員の賃金が、正規教員と同じ仕事をしながら20年間据え置かれたままです。 同一労働・同一賃金というなら、正規と全く同じ仕事をする彼らの働きに報いるためにも、大幅な待遇の改善をはか るべきです。

また、県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査では、実に青森県内の教員の1ヵ月の平均時間外労働時間が過労死ラインを超える月85時間でした。特に中学校にいたっては104時間にも及ぶ異常な事態でした。また、公立学校共済組合の全国データで比較したところ、青森県の教員の現職での死亡率は全国最悪でした。昨年度は10人が現職死を遂げ一昨年度より増加しています。これだけの長時間勤務を続け、いのちを削って働き続けている本県教職員の実態にも目を向けていただきたいものです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務 労働に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧 告・報告が市町村職員や公共関連労働者等の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力 いただくよう要請します。

記

- 1. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当を大幅に引き上げる勧告を行なうこと。
- 2. 定年延長に伴い年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
- 3. 55歳以上の職員についての昇給停止をやめ、昇給させること。
- 4. 『現給保障』を継続する勧告を行なうこと。
- 5. 再任用にあたっては、恣意的な運用をせず、同一労働・同一賃金の考え方で待遇を改善すること。また、一時金の増額と特に生活に必要な寒冷地手当を支給すること。
- 6. 均等待遇の考え方で臨時・非常勤職員の待遇改善に取り組むよう勧告を行なうこと。また、「空白の 1 日」 を解消し退職金を通算して支給すること。
- 7. 長時間過密労働を防ぐため、勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
- 8. 夏季休暇を年間6日にすること。
- 9. 「教育に穴があく」ことがないように、定数内臨時職員を解消すること。
- 10. 妊娠障害休暇を新設すること。

■住所

9	\cap	1	8年	月	日
2	U	- 1	$\delta =$	Н	

<u> </u>		
■団体名		
■代表者名		

青森県公務・公共業務労働組合共闘会議 青森県職員の『給与等改善勧告』を求める要請署名

青森県人事委員会

委員長 熊地 貴志 殿

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに対して敬意を表します。

物価の高騰や消費税の増税、社会保障の改悪などにより家計負担は増大し、消費支出が落ち込んでいます。また、 非正規雇用が増加し、ワーキングプアが1,000万人を超えて高止まりするなど国民生活は悪化をつづけています。 国公労働者では、多くの高齢層職員が「給与制度の総合的見直し」の完結によって、賃下げとなっています。

2018年春闘では、人事院勧告が約770万人の労働者に影響することから、公務員労働者の最低限の生活改善要求として、月額23,000円(5.6%)以上の賃金引き上げを強く求めてきました。

安倍首相も経済界に賃上げを要請し、日銀もデフレからの脱却を目指しているもとで、春闘期の政府回答は、「人事院勧告も踏まえ、国政全般の観点から検討」という、公務労働者の要求に正面から向き合わない不満な回答にとどまりました。

今、政府がなすべきことは、生活改善できる大幅な賃上げと非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を国の職場でも実践し、国民に範を示し、日本全体に波及させていくことです。

青森県では、学校で働く多くの臨時教員の賃金が、正規教員と同じ仕事をしながら20年間据え置かれたままです。 同一労働・同一賃金というなら、正規と全く同じ仕事をする彼らの働きに報いるためにも、大幅な待遇の改善をはかるべきです。

また、県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査では、実に青森県内の教員の1ヵ月の平均時間外労働時間が過労死ラインを超える月85時間でした。特に中学校にいたっては104時間にも及ぶ異常な事態でした。また、公立学校共済組合の全国データで比較したところ、青森県の教員の現職での死亡率は全国最悪でした。昨年度は10人が現職死を遂げ一昨年度より増加しています。これだけの長時間勤務を続け、いのちを削って働き続けている本県教職員の実態にも目を向けていただきたいものです。

貴委員会としても労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、公務労働者の生活を改善するとともに、公務労働に対する誇りと働きがいを持てる職場を作るために全力をあげることが求められています。また、貴委員会の勧告・報告が市町村職員や公共関連労働者等の賃金に大きく影響を与えることにも配慮いただき、下記についてご尽力いただくよう要請します。

記

- 1. 青森県公務員の初任給、月例給、一時金及び諸手当を大幅に引き上げる勧告を行なうこと。
- 2. 定年延長に伴い年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
- 3. 55歳以上の職員についての昇給停止をやめ、昇給させること。
- 4. 『現給保障』を継続する勧告を行なうこと。
- 5. 再任用にあたっては、恣意的な運用をせず、同一労働・同一賃金の考え方で待遇を改善すること。また、一時金の増額と特に生活に必要な寒冷地手当を支給すること。
- 6. 均等待遇の考え方で臨時・非常勤職員の待遇改善に取り組むよう勧告を行なうこと。また、「空白の 1 日」を解消し退職金を通算して支給すること。
- 7. 長時間過密労働を防ぐため、勤務時間管理を徹底するよう勧告を行うこと。
- 8. 夏季休暇を年間6日にすること。
- 9. 「教育に穴があく」ことがないように、定数内臨時職員を解消すること。
- 10. 妊娠障害休暇を新設すること。

2018年 月 日

	氏	名	住	所	
-					
-					